

# ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議の開催について

令和2年7月17日

一部改定 令和2年8月27日

一部改定 令和3年4月 1日

内閣府副大臣決定

## 1. 趣旨

「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」(平成30年12月20日決定、令和2年2月27日一部改正(総合科学技術・イノベーション会議、健康・医療戦略本部))に基づき、研究開発の戦略的な推進、研究開発成果の実用化の加速、関係府省や関係研究推進法人(ムーンショット目標の達成に向けた構想の実現に責任を有する関係する国立研究開発法人をいう。)の間の効果的な連携・調整を図るため、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議(以下「戦略推進会議」という。)を開催する。

## 2. 構成員

産業界、研究者、関係府省等で構成するものとし、構成員は別紙のとおりとする。

## 3. 運営方法

- (1) 座長が戦略推進会議に出席できない場合は、座長代理がその職務を代理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者及び学識経験者の出席を求めるところができる。
- (3) 戦略推進会議は原則として公開する。ただし、座長が戦略推進会議を公開することが適当でないとき認めるときは、この限りではない。
- (4) 座長は、戦略推進会議における議論の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議論の内容等を公表しないことが適当であると認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

- ( 5 ) 座長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる構成員等に対し、情報通信機器を活用して会議に出席を求めることができる。
- ( 6 ) 戦略推進会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣府において処理するものとする。
- ( 7 ) 前各項に掲げるもののほか、戦略推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議」構成員

(敬称略)

(座長)

科学技術政策を担当する内閣府副大臣

(座長代理)

科学技術政策を担当する内閣府大臣政務官

(有識者)

江田 麻季子	世界経済フォーラム日本代表
郷治 友孝	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 常務理事 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長
近藤 達也	内閣府健康・医療戦略推進事務局健康・医療戦略参与 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 理事長 独立行政法人医薬品医療機器総合機構名誉理事長
須藤 亮	一般社団法人産業競争力懇談会 専務理事 / COCN 実行委員長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局政策参与、SIP プログラム統括
橋本 和仁	総合科学技術・イノベーション会議議員 国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長
吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長

(関係府省)

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官

内閣府健康・医療戦略推進事務局次長

文部科学省大臣官房審議官（科学技術・学術政策局担当）

文部科学省大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官

経済産業省大臣官房審議官（産業技術環境担当）

経済産業省商務・サービス政策統括調整官